なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.34}{100}$×$\frac{\text{初期利子支払期の6カ月前の日から発行日までの日数}}{365}$

㈠　平成二十八年三月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

十九　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十七年九月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十七年三月十五日から平成二十七年九月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十七年三月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

二十　元利金支払場所　日本銀行

○国土交通省告示第九百七十八号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十六年十月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平26第3001号	鉄道の特別急行料金の上限設定の認可	東日本旅客鉄道株式会社	北陸新幹線の特別急行料金については、別表1に掲げる額を最高額とする特別急行料金とする。
平26第3002号	鉄道の特別急行料金の上限設定の認可	西日本旅客鉄道株式会社	北陸新幹線の特別急行料金については、別表2に掲げる額を最高額とする特別急行料金とする。

別表1

（単位：円）

駅名	東京	上野	大宮	熊谷	本庄早稲田	高崎	安中榛名	軽井沢	佐久平	上田	長野	飯山
飯山	3,680	3,470	3,470	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	1,840	1,840	1,840	—
上越妙高	3,680	3,470	3,470	3,470	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	1,840	1,840	1,840
糸魚川	5,080	4,870	4,120	4,120	4,120	4,120	3,240	3,240	3,240	3,240	2,490	2,490
黒部宇奈月温泉	5,400	5,190	5,190	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440	3,560	3,560	3,560	3,240
富山	5,730	5,520	5,520	5,520	5,520	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	3,560	3,240
新高岡	6,260	6,050	5,520	5,520	5,520	5,520	4,770	4,770	4,770	4,770	3,560	3,240
金沢	6,260	6,050	6,050	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	4,770	4,770	4,440	3,240